

【長野県（医療政策課・健康増進課・薬事管理課）からのお知らせ】

令和5年度エネルギーコスト削減促進事業補助金（追加分）について

長野県では、原油・原材料価格の高騰に直面する事業者のエネルギーコストの削減を促進するため、省エネ・再エネ設備の導入に要する経費への助成を令和4年度から実施しています。

令和5年度については、以下のとおり再募集を開始する予定ですので、この機会にぜひ事業の活用をご検討ください。

なお、申請受付開始は、長野県議会において、令和5年度11月補正予算の成立が前提となります。

※ 事業内容の詳細につきましては、今回ご案内した内容から変更になる場合がありますのでご注意ください。

【事業の概要（予定）】

■ 補助対象者

病院、診療所（内科、歯科）、助産所、施術所（あん摩マッサージ、はり、きゅう、柔道整復）、歯科技工所、薬局

の設置者（長野県内の施設が対象です。）

※ 地方公共団体及び地方独立行政法人は対象者となりません。

■ 補助対象経費

① 省エネ設備の更新等に係る費用（設計費、設備費、工事費、処分費等）

（省エネ設備の例）

空調・換気設備、LED照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、窓 等

※ エネルギー管理設備は新設、それ以外は既存の設備の更新の場合に限ります。

※ いずれもJIS規格（トップランナー基準）を満たす製品であることが条件です。

② 再エネ設備の設置に係る費用（設計費、設備費、工事費、処分費等）

（設備の例）

太陽光発電システム（50kW未満。全量売電を除く）、木質バイオマスエネルギー利用設備 等

※ 新設の場合に限ります。

■ 補助率等

① 省エネ設備及び太陽光発電システムを除く再エネ設備

補助対象経費が150万円以下の部分 ……補助率2/3以内

補助対象経費が150万円を超える部分……補助率1/2以内

（例：補助対象経費が350万円の場合）

①補助対象経費150万円以下の部分 $150 \text{万円} \times 2/3 = 100 \text{万円}$

②補助対象経費150万円を超える部分 $(350 \text{万円} - 150 \text{万円}) \times 1/2 = 100 \text{万円}$

⇒補助額は、①+②=200万円となります。

② 太陽光発電設備（50kW未満に限る。全量売電を除く）

定額……出力 1 kW 当たり 4 万円以内

■ 補助限度額

下限額 50 万円、上限額 500 万円

■ 申請期間

令和 5 年 12 月 18 日（月） 9 時～令和 6 年 2 月 9 日（金） 17 時必着

※ 予算額の上限に達し次第、事前予告なしで受付終了となります。

【留意事項】

- ・ 令和 4 年度・5 年度に交付決定を受けた事業所・施設の申請はできませんが、それ以外の事業所・施設については、申請可能です。
- ・ 補助対象事業は、令和 7 年 2 月末日までに補助事業が完了するものであることが必要です。令和 8 年度への繰越はできませんので注意してください。（補助事業の完了は、設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、事業の完了となります。）
- ・ 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。なお、「事業の着手」とは、対象設備の購入や取付け等を施行事業者へ申し込むことをもって、着手とします。
- ・ その他詳細については、県公式ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/2023energy2.html>

【問合せ先】（電話又はメールでご連絡ください。）

■ 病院、医科診療所、助産所、施術所、歯科技工所に関すること

長野県健康福祉部医療政策課企画管理係

担 当：金井

電 話：026-235-7145

E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp

■ 歯科診療所に関すること

長野県健康福祉部健康増進課

担 当：山崎

電 話：026-235-7112

E-mail：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

■ 薬局に関すること

長野県健康福祉部薬事管理課薬事温泉係

担 当：依田

電 話：026-235-7157

E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp